

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-03	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	野島	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	準夜間小児初期救急医療事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-05	小児医療の充実				
目的	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。						
対象者等	15歳未満の初期救急医療を必要とする患者						
内容	（荒川区小児初期救急診療所の概要） 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日(月曜日～金曜日)の19時～22時まで(準夜間の3時間) 3 対象者 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館1階（荒川区西日暮里6-5-3）						
経過	平成14年度 都は平成18年度までに各区における平日準夜間(概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度)の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始 平成16年度 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討 平成18年度 施設開設 対象者23,829人(人口一覽表平成26年4月1日現在による) 東京都から、小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。						
必要性	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行するうえで、事業の必要性は高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区医師会に委託し、小児科専門医の診療により一般社団法人荒川区医師会平日準夜間小児初期救急医療センター（荒川区医師会館1階）において実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	25,058	24,904	24,978	25,073	25,167	25,073	25,754	
決算額（26年度は見込み）	23,763	23,655	23,763	24,003	24,061	24,065	25,754	
人件費等	1,271	1,221	1,308	1,440	1,404	1,414		
減価償却費			436	529	549	575		
【事務分担量】（%）	20	15	15	17	17	17		
合計（+ +）	25,034	24,876	25,507	25,972	26,014	26,054	25,754	
特定財源	国							
	都	小児初期救急医療（都補助）	3,727	3,701	3,681	3,675	3,675	3,681
	その他							
一般財源	21,307	21,175	21,826	22,297	22,339	22,379	22,073	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	受診者数	920	994	825	882	959	850	905

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	協議会運営委員謝礼	0	委託料	小児救急医療運営委託費	23,844	委託料	小児救急医療運営委託費	24,526
食糧費	協議会運営用食糧費	0	負担金補助等	小児救急医療運営補助金	221	負担金補助等	小児救急医療運営補助金	1,200
委託料	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,939	報償費	協議会運営委員謝礼	0	報償費	協議会運営委員謝礼	26
	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	122	需用費	協議会運営用食糧費	0	需用費	協議会運営用食糧費	2
負担金補助及び交付金								

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	一日あたりの平均受診者数（人）	3.6	3.9	3.5	3.6		

（問題点・課題分析）	区内1箇所では、地域に偏りがあり受診しにくいという声も一部にあるが、現施設の利用状況や医師の確保の状況を勘案しながら判断する必要がある。
	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	チラシやHPなどで、区民周知を行うとともに、よりよい初期救急のあり方を検討する。	区民への周知方法や、初期救急のあり方について検討していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。

（議会要旨）	平成16年二定 小児初期救急診療について 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について
--------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-31	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	妊娠高血圧症候群等医療給付事務	部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪	担当者名	山本
				内線	433		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	妊娠高血圧症候群等医療給付事務					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	荒川区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-05	小児医療の充実				
目的	妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となる等、出生児に対する影響が著しいため、早期に適切な医療を受けることが容易になるよう、必要な医療費の助成を行なう。						
対象者等	妊娠により入院医療を必要とする 妊娠高血圧症候群等 糖尿病 貧血 産科出血 心疾患及びその続発症のうち、認定基準を満たすものの中で、前年度総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者又は入院見込期間が26日以上の方						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠高血圧症候群等の医療費助成額 妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用の中で、医療保険を適用して生じる自己負担額。ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く。 ・申請方法 助成の申請は医療費助成を受けようとする妊産婦または配偶者であって、申請書に診断書・世帯調書・所得証明書等を添付する。医療助成の対象者と認定したときは、契約医療機関にて医療を受けた場合は医療券を申請者に交付し、契約医療機関以外で医療を受けた場合は医療費を被交付者等に支払う。 						
経過	昭和39年度 「妊娠中毒症等に係る医療費助成事業」を国庫補助事業として実施（実施主体は都） 昭和50年度 特別区が実施主体となる。 平成9年度 国庫補助金が一般財源化 平成18年度 日本産婦人科医会が「妊娠中毒症」から「妊娠高血圧症候群」に定義変更						
必要性	妊産婦の死亡や未熟児等の発生を防ぐために必要不可欠である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	74	82	82	716	139	84	163	
決算額（26年度は見込み）	20	35	0	714	138	1	163	
人件費等	847	814	872	1,270	1,239	1,248		
減価償却費					484	507		
【事務分担量】（%）	10	10	10	15	15	15		
合計（+ +）	867	849	872	1,984	1,861	1,756	163	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	867	849	872	1,984	1,861	1,756	163	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
給付件数	1	1	0	5	3	0	2	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	診断書	1	需用費	診断書	1	需用費	診断書	2
委託料	妊娠高血圧症候群等事務費	1	委託料	妊娠高血圧症候群等事務費	0	委託料	妊娠高血圧症候群等事務費	1
扶助費	妊娠高血圧症候群等医療費	136	扶助費	妊娠高血圧症候群等医療費	0	扶助費	妊娠高血圧症候群等医療費	160

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	給付件数	5	3	0	2		

（問題点・課題分析）	妊娠高血圧症候群等医療給付の対象者に該当しているが、制度の存在を知らないため、申請を行わないケースがあると推定される。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
ホームページ等で事業の周知を図る。	継続して実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	妊産婦の死亡や未熟児等の発生を予防するため必要な事業であり引き続き実施する。

議（要旨）	況問状
-------	-----

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-32	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	未熟児養育医療給付	部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪		
		担当者名	山本	内線	433		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-04-02	未熟児養育医療給付				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	母子保健法第20条		
終期設定	有	無	年度	荒川区未熟児養育事業実施要綱			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-05	小児医療の充実				
目的	未熟児は、一般の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかりやすく、その死亡率が高いばかりでなく、心身に障害を残すことも多い。したがって、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。このため、母子保健法第20条の規定により、これらの未熟児に対し、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行う。						
対象者等	区内に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者。（未熟児とは、出生児体重が2,000g以下の者、または、生活力が特に薄弱であって、要綱に規定するいずれかの症状を示す者のことをいう。）						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・給付の内容 指定医療機関における入院医療の給付の範囲は、診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置・手術・その他の治療、病院等への入院等、移送及び食事代で、公費負担額は各種社会保険を適用して生ずる自己負担額 ・負担金徴収 母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額を保護者から徴収することとなっているが、区では乳幼児医療券が交付されている世帯には、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入方法を利用し、区民のサービス向上と所管事務の能率を図っている。 ・申請方法 給付の申請は保護者が行なうこととし、申請書に養育医療意見書・世帯調書、各種所得証明書等を添付する。養育医療の給付を決定したときは、医療券を保護者に交付 						
経過	平成8年度から、母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額（自己負担金）について、乳幼児医療証が交付されている世帯に対しては、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入制度を適用することとした。						
必要性	未熟児の死亡率を低下させる援助であり必要不可欠である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	9,558	8,934	12,898	13,929	10,965	15,694	15,303	
決算額（26年度は見込み）	9,154	6,291	10,292	13,068	10,433	15,444	15,303	
人件費等	847	814	872	1,270	1,239	1,248		
減価償却費					484	507		
【事務分担当】（%）	10	10	10	15	15	15		
合計（+ +）	10,001	7,105	11,164	14,338	12,156	17,199	15,303	
特定財源	国 母子保健衛生費等国庫負担金	4,160	1,290	5,107	3,534	4,477	3,718	6,337
	都 未熟児養育医療事業負担金						1,232	3,168
	その他 乳幼児・子ども医療費助成から	2,554	2,385	2,275	2,683	3,383	4,670	2,616
	一般財源	3,287	3,430	3,782	8,121	4,296	7,579	3,182
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	申請件数（実人数）	30	28	40	39	42	45	42
	給付件数（延人数）	95	73	111	129	106	158	147

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	養育医療意見書	0	需用費	養育医療意見書	1	需用費	養育医療意見書	3
委託料	事務費	5	委託料	事務費	7	委託料	事務費	9
扶助費	医療費	10,428	扶助費	医療費	15,435	扶助費	医療費	15,291
償還金								

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	申請件数（実人数）	39	42	45	42		26年度（見込み）の申請件数は23～25年度の平均
	給付件数（延人数）	129	106	158	147		

（問題点・課題分析）	未熟児養育医療給付制度の対象者に該当していながら、制度の存在を知らないため、申請を行わないケースがあると推定される。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	出生通知を受理した際、養育医療の対象者に該当する可能性がある子の保護者に対して、申請を勧める。	継続して実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	未熟児の死亡率を低下させるため重要な事業である。

議（要旨）	
況（質問状）	

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-36	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	小児慢性疾患医療費助成		部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪	
			担当者名	鈴木	内線	433	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）							
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	児童福祉法第21条の9の2、荒川区小児慢性疾患児日常生活用具給付事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-05	小児医療の充実				
目的	慢性疾患により長期にわたって療養を必要とする児童等の健全な育成及び福祉の増進を図るとともに、日常生活の便宜を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究に資する医療の給付、日常生活用具の給付等を行う。						
対象者等	荒川区に住所を有する18歳未満で、小児慢性疾患の対象疾患及び当該疾患の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。ただし、18歳に達した時点で小児慢性疾患医療券を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合に限り20歳未満の者も助成の対象とする。						
内容	【医療給付】（都事業） 1．対象児童が医療保険各法の被扶養者である場合は、医療保険各法による医療給付を適用し、その残額から月額自己負担限度額を控除した額を助成（重症患者認定対象者は自己負担限度額なし） 2．高額療養費制度に該当する場合、その限度額から月額自己負担限度額を控除した額を助成 3．対象児童が生活保護を受けている場合、その医療費を助成 4．入院時食事療養費標準負担額（ただし、一部の疾病は対象外）を助成 【日常生活用具給付】（区事業） 児童福祉法による施策（東京都小児慢性疾患医療費助成事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とはならない小児慢性疾患児に対し、要綱に定める日常生活用具を給付。なお、対象者の保護者は、収入状況に応じて用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担（用具価格が要綱に定める基準額を超えた場合、その超えた額は保護者が負担）						
経過	昭和49年 平成17年4月1日	厚生事務次官通知により事業実施 厚生事務次官通知に基づく事業から児童福祉法に基づく事業となる。 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業が追加される。					
	平成26年3月	荒川区小児慢性疾患児日常生活用具給付事業実施要綱を制定					
必要性	小児慢性疾患に罹患している児童が適切な医療サービスを受け、経済的な負担を軽減するために必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額						75		
決算額（26年度は見込み）						55		
人件費等	424	1,141	1,273	818	813	868		
減価償却費			1,017	933	968	1,014		
【事務分担量】（%）	5	5	35	30	30	30		
合計（+ +）	424	1,141	2,290	1,751	1,781	1,937	0	
特定財源								
国								
都	小児慢性疾患事務費交付金		28	27	27	30		
その他								
一般財源	424	1,141	2,262	1,724	1,754	1,907	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
申請件数	107	107	112	108	110	129		
日常生活用具給付件数						1		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			委託料	日常生活用具給付	55			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標							

問題点・課題 （指標分析）	日常生活用具給付については原則として、障害者自立支援法による補装具の給付が優先することや、対象者の母数が医療費助成の対象者約100名程度と少数であることから本事業の対象者数や対象となる用具の量を見込むことが難しい。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	障害者福祉課との連携に努め、適切な給付を行う。	より一層障害者福祉課との連携を密にし適切な給付に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	小児慢性疾患に罹患している児童等の療養支援のため必要な事業である。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-16	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	育成医療給付		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	
			担当者名	松井	内線	430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-04	育成医療給付					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠法令等	障害者総合支援法第52～58条、障害者総合支援法施行令第27～35条等		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-05	小児医療の充実				
目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定により、身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の支給を行う。						
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体障害者福祉法の規定による身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、将来において同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるもの。						
内容	<p>（申請方法等） 育成医療を受ける者の保護者が申請書、医療意見書、世帯調書、所得税額証明書等を提出する。給付を決定した場合は、支給（変更）認定通知書、受給者証、自己負担上限額管理票を保護者に交付する。</p> <p>（給付の内容） 指定医療機関での診察・薬剤又は治療材料・治療用補装具の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送。給付対象の児童が医療保険各法の被扶養者等である場合、医療保険各法による給付が優先し、その残額から自己負担額を控除した額を育成医療で給付する。また、育成医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を育成医療で給付する。指定医療機関は、育成医療の支給に要する費用のうち、1割相当額を保護者から徴収する。ただし、保護者の区民税額・所得及び患者の障害等により負担限度が設定されている。</p>						
経過	<p>平成11年度までは東京都が内容の審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所は申請書の受理、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により、審査・認定・受給者証の交付・医療の給付事務は区で行うようになった。</p> <p>平成25年度から都道府県並びに指定都市及び中核市が処理する育成医療に係る自立支援医療費の支給認定及び自立支援医療費の支給等の事務が全ての市町村へ委譲されたため、都区制度改革に基づき実施していた形から、区が実施主体として行う事務へと変更になった。</p>						
必要性	障害を抱えている子どもたちが現在効果的かつ必要な治療を受けることで、生活能力を取得し、自立した生活が可能となるように支援することが求められている。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		2,138	2,422	2,021	2,249	9,591	2,103
決算額（26年度は見込み）		647	2,247	1,919	1,437	4,885	836	2,431
人件費等		1,694	1,221	1,831	847	826	832	
減価償却費				610	311	323	338	
【事務分担量】（%）		20	15	21	10	10	10	
合計（+ +）		2,341	3,468	4,360	2,595	6,034	2,006	2,431
特定財源	国						597	1,213
	都	634	2,247	1,865	1,436	4,884	303	606
	その他							
一般財源		1,707	1,221	2,495	1,159	1,150	1,106	612
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	申請件数	11	17	18	14	13	6	11

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需要	消耗品	1	扶助費	医療費	835	扶助費	医療費	2,427
委託料	事務費	3	委託料	事務費	1	委託料	事務費	3
扶助費	医療費	4,881	需用費	消耗品	0	需用費	消耗品	1

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	自立支援（育成医療）認定者	14	13	6	11	10	

（問題点・課題分析）	<p>育成医療の申請は、所得制限の導入、自己負担限度額の設定等件数に比して、受付説明・処理事務が煩雑になっている。</p> <p>区においては、平成19年4月より生まれてから中学校3学年終了までの子供を対象に、入院、通院に関わらず医療保険適用の自己負担分を助成する「子ども医療助成事業」が施行されたことにより、「育成医療」より「子ども医療助成事業」を選択する対象者が増加していると推測される。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
「子ども医療助成事業」との関係を説明し、「子ども医療助成事業」は他法優先であり、育成医療が優先される事への区民の理解を求めていく。	高額療養費の支給や小児慢性疾患医療費助成、子ども医療助成など、他の助成制度との関係を必要に応じて説明する事で、子どもの医療費に係る区民の理解を高めるよう努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	身体に障害のある児童等の自立を支援するため必要な事業である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-17	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	療育医療給付		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	
			担当者名	松井	内線	430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-03	療育医療給付					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠法令等	児童福祉法20条		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-05	小児医療の充実				
目的	骨関節結核及びその他の結核にかかっている児童に対し指定医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行うとともに、この間の療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるに必要な学用品の給付を行う。						
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核及びその他の結核にかかっている者のうち、その治療のため医師が入院を認めた者。						
内容	<p>（申請方法） 療育給付を受ける児童の保護者が申請書・意見書・世帯調書・所得税額証明書等を提出する。内容を審査のうえ給付を決定したときは、医療券を保護者に交付し、必要事項を指定療育機関に通知する。</p> <p>（給付内容） 指定療育機関における入院医療並びに日用品（療養生活に必要な物品）及び学用品（就学児童に対して必要な物品）の給付。療育医療を受ける児童が、感染症法第37条、第37条の2による承認患者である場合及び医療保険各法による被扶養者等である場合は、それぞれ感染症法及び医療保険各法が優先する。したがって、これらの法律による給付の残額を療育給付で給付する。また、感染症法の適用がない期間については、療育給付額が高額療養費制度に該当する場合はその限度額まで療養給付の給付額になる。療育に要する経費のうち、徴収基準額により算出した額を保護者から徴収する。但し、荒川区乳児医療券該当者については摘要額まで荒川区で負担する。</p>						
経過	平成11年度までは、東京都が内容を審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所については申請受付、東京都への進達事務を行っていた。 平成12年度からは、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき区に事業が移行され、審査・認定・医療券の交付・医療の給付事務も区で行うようになった。						
必要性	結核に罹患している児童が入院した場合、適切な医療サービスを受けさせ、保護者の経済的な負担を軽減することが求められている。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	107	107	107	107	107	107	107	
決算額（26年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	107	
人件費等	424	407	87	85	0	83		
減価償却費			29	31	0	34		
【事務分担量】（%）	5	5	1	1	0	1		
合計（+ +）	424	407	116	116	0	117	107	
特定財源の推移	国							
	都	療育給付事業交付金	0	0	0	0	0	98
	その他	一部負担金	0	0	0	0	0	6
	一般財源		424	407	116	116	0	117
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	申請件数	0	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	診査事務委託基金	0	委託料	診査事務委託基金	0	扶助費	医療費、学用品	106
扶助費	医療費、学用品等	0	扶助費	医療費、学用品	0	委託料	診査事務委託基金	1

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	申請件数	0	0	0	0	0	実績及び推計数値

問題点・課題 （指標分析）	特別区に事務移管された平成12年度から25年度まで実績がない。国の法定事務であり、区に裁量の余地は少ない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	結核り患児の入院費用等を助成する事業である。申請はないが、制度が存続するため現状を維持する。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--